

第6回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月21日（月）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室

3. 出席委員 18名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔	15	今村 昭仁
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第57号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第58号	農地法第3条第1項の規定による許可について
日程第4	議案第59号	農地法第4条の規定による許可について
日程第5	議案第60号	農地法第5条の規定による許可について
日程第6	議案第61号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 吉田局長、井本主任主査、高橋主査

7. 閉会時間 午後2時13分

8. 会議の概要

<p>議長</p>	<p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第6回大樹町農業委員会総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、11番 冨倉浩之委員、12番 金曾浩文委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> <p>最後に報告の補足としまして、農地所有適格法人の報告については、今月、報告義務のある法人はございませんでしたので、記載は省略しております。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第57号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>議案第57号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認についての提案説明申し上げます。</p> <p>農地法の第18条の規定では、農地等の賃貸借の解除等の制限を定めております。</p> <p>農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。</p> <p>また、同上のただし書きで例外として、都道府県知事の許可を受けなくてもよい場合の要件も規定されております。</p> <p>その要件の1つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。</p>

	<p>当委員会で審議いただく案件も、大半はこの例外の規定が適用となります。</p> <p>今回も例外規定の合意解約の4件が設立しており、その4件の案件について、審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します 以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番から4番の内容について、事務局より説明を求めます</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番から4番を説明)</p> <p>なお、申請番号1番から4番につきましては、次のページの、確認書において農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約により、知事の許可を必要としない合意解約となりますので、本件については成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第57号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号1番から4番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可について、提案説明を申し上げます。</p>

	<p>農地法第3条第1項の規定では農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業員会で判断し、申請の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は2件でございます。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番及び2番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</p> <p>農地法第3条調査書を添付しております。</p> <p>申請番号1番・2番につきまして、調査書のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>申請番号1番について、大光地区、牧田日出男委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>譲受人の希望による所有権移転の案件であります。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に申請番号2番について、生花地区、吉田義明委員から報告願います。</p>

<p>吉田(義)委員</p>	<p>譲受人の希望による所有権移転の案件であります。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第59号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>吉田局長</p>	<p>議案第59号、農地法第4条の規定による許可について、提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が同一の場合は、農地法第4条にその規定があり、転用者が許可申請し、農地法第4条の規定による許可を受けることになります。</p>

	<p>今回ご審議頂きます申請は農業用施設建設の1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>また、チェックリスト・施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p> <p>なお、この案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議 常設審議委員会議への意見聴取は省略可能となりますので、本総会でお認めいただければ許可できる案件であります。</p> <p>本申請に係る工期が終了し、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおり転用されたかを確認し、問題がなければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班班長、富倉浩之委員から報告願います。</p>
富倉委員	<p>(氏名)の馬のシェルターを建設する案件となります。</p> <p>申請者は、現在馬3頭を所有しており、風雨、風雪等により早急に避難出来る施設を既存のパドックのそばに建設する計画でありまして、既存施設などとの位置関係から他に代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第59号、農地法第4条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第60号、農地法第5条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
吉田局長	<p>議案第60号、農地法第5条の規定による許可について、提案説明を申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要があります。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者がことなる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地所有者が連名で許可申請し、農地法第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は、農業用施設建設の1件でございます。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願います。</p>

	<p>この案件につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議、常設審議委員会議への意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>なお、工期が終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班班長、富倉浩之委員から報告願います。</p>
富倉委員	<p>この案件は、(氏名)から(法人名)が使用貸借による農地に農業用施設、牛舎・通路及び作業場を建設するものであります。</p> <p>経営規模拡大に伴い、既存牛舎との位置関係から他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査で確認しました。</p> <p>また、農地転用の立地基準及び一般基準を満たしており、班では許可相当と判断いたしました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第60号、農地法第5条の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第6、議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>

吉田局長	<p>議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、提案説明を申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は8件でございます。</p> <p>内訳は、所有権移転1件、新規賃貸借2件及び賃貸借の更新5件でございます。</p> <p>以上につきまして、申請内容の可否について審議賜りたく提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、申請番号1番から8番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
高橋主査	<p>申請番号1番あっせん売買による所有権移転の案件となります。</p> <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>申請番号2番・3番につきましては、新規の賃貸借権の案件となります。</p> <p>(議案に基づき番号2番及び3番を説明)</p> <p>申請番号4番から8番までは、賃貸借権の更新の案件となります。</p> <p>(議案に基づき番号4番から8番を説明)</p> <p>申請番号1番から8番につきまして、別紙に、農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付し、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号1番について、あっせん班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班班長、牧田日出男委員から報告願います。</p>
牧田委員	<p>地区委員を通じて、石坂地区の農事組合に周知し、売買公募を行いました</p>

	<p>買受希望者が現れず、次に開進、上中島両地区の担当委員を通じて農事組合に周知し、売買公簿を行った結果、買受者は、(氏名)に決定しました。</p> <p>単価につきましては、過去の売買事例地より基準価格を設定し、比較した結果、現地の畑の勾配が急であり、水が溜まる箇所もありますので、評価としては基準価格より低くなり、また、山林については、評価しないこととして、(氏名)の土地は、総額(金額)円で、あっせん価格を決定し、両者に内容を提示し了承を得ました。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に申請番号2番について、地域調整報告をお願いします。</p> <p>芽武地区、原口武実委員から報告願います。</p>
原口委員	<p>2番について、芽武農事組合に周知及び協議した結果、(氏名)が適当と判断いたしました。</p> <p>賃貸料については、周囲農地の価格などを参考に(金額)が妥当ではないかと両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>次に申請番号3番について、地域調整報告をお願いします。</p> <p>石坂地区、今村昭仁委員から報告願います。</p>
今村委員	<p>3番について農用地利用集積の申し出がありましたので、地区に周知し(氏名)としました。</p> <p>賃貸借期間は1年間とし、賃貸料については、周辺農地の価格などを参考に両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。申請番号4番から8番までは、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から8番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
吉田局長	<p>次回の総会につきましては、1月29日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第6回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>